

新旧対照表（藤枝市建設関連業務委託に係る最低制限価格制度要領）

改正前	改正後
（最低制限価格の設定及び算定） 第4条 （略） 2 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった設計書仕様書等に基づき算定するものとし、次の各号に掲げる建設関連業務に応じて、当該各号に定める予定価格算出の基礎となった経費の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に<u>10分の8</u>を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に<u>10分の8</u>を乗じた額（測量業務にあっては10分の8. 2、地質調査業務にあっては10分の8. 5）とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額（地質調査業務にあっては3分の2）とする。 (1) 測量業務 次に掲げる額の総額 ア・イ （略） ウ 諸経費の額に<u>10分の4. 8</u>を乗じて得た額 (2) 土木関係の建設コンサルタント業務 次に掲げる額の総額 ア～ウ （略） エ 一般管理費等の額に<u>10分の4. 8</u>を乗じて得た額 (3) （略） (4) 地質調査業務 次に掲げる額の総額 ア～ウ （略） エ 諸経費の額に<u>10分の4. 8</u>を乗じて得た額 (5) 補償関係コンサルタント業務 次に掲げる額の総額 ア～ウ （略） エ 一般管理費等の額に<u>10分の4. 5</u>を乗じて得た額 (6) （略） 3 前項に定める算定方法にかかわらず、特別な業務等で同項の規定により難しいものについては、業務委託契約ごとに<u>10分の8</u>（測量業務にあっては10分の8. 2、地質調査業務にあっては10分の8. 5）から10分の6（地質調査業務にあっては3分の2）までの範囲内で	（最低制限価格の設定及び算定） 第4条 （略） 2 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった設計書仕様書等に基づき算定するものとし、次の各号に掲げる建設関連業務に応じて、当該各号に定める予定価格算出の基礎となった経費の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に<u>10分の8. 1</u>を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に<u>10分の8. 1</u>を乗じた額（測量業務にあっては10分の8. 2、地質調査業務にあっては10分の8. 5）とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額（地質調査業務にあっては3分の2）とする。 (1) 測量業務 次に掲げる額の総額 ア・イ （略） ウ 諸経費の額に<u>10分の5</u>を乗じて得た額 (2) 土木関係の建設コンサルタント業務 次に掲げる額の総額 ア～ウ （略） エ 一般管理費等の額に<u>10分の5</u>を乗じて得た額 (3) （略） (4) 地質調査業務 次に掲げる額の総額 ア～ウ （略） エ 諸経費の額に<u>10分の5</u>を乗じて得た額 (5) 補償関係コンサルタント業務 次に掲げる額の総額 ア～ウ （略） エ 一般管理費等の額に<u>10分の5</u>を乗じて得た額 (6) （略） 3 前項に定める算定方法にかかわらず、特別な業務等で同項の規定により難しいものについては、業務委託契約ごとに<u>10分の8. 1</u>（測量業務にあっては10分の8. 2、地質調査業務にあっては10分の8. 5）から10分の6（地質調査業務にあっては3分の2）までの範囲

改正前	改正後
市長が定めた割合を予定価格に乗じて得た額とする。 4 (略)	内で市長が定めた割合を予定価格に乗じて得た額とする。 4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要領は、令達の日から施行し、令和6年10月1日以降に公告又は指名通知を行う業務から適用する。